

令和6年度 他の奨学金等の制度と併用できます /

名古屋市奨学金

高等学校給付型奨学金

教育の機会均等に寄与し、有為な人材の育成に資することを目的とした
修学に必要な学資を支給する制度です。

Web受付

支給額(年額)

返済不要

国公立

60,000円

私立

72,000円



支給人数

1・2・3年生 各学年1,000名
定時制4年生 30名

※昨年度支給された方も、毎年度の申請手続きが必要です。



支給対象

以下の全てを満たす方

- ① 令和6年7月1日現在、生徒本人及び保護者等が名古屋市内に在住していること
- ② 令和6年7月1日現在、愛知県内の高等学校・中等教育学校に在籍していること
- ③ 保護者等の定額減税後の市町村民税所得割額が非課税又は非課税見込みであること(生活保護受給者は除きます)
- ④ 学業その他の活動で努力が認められるものであること(各校において学校長が推薦)



受付方法

原則 Web フォームにて受付。制度の詳細や受付方法は右下のコードまたは以下の URL から。
<https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000154510.html>
締切：9月13日(金)

※Webでの提出が難しい場合、申請書(紙)による提出も受け付けます。学校指定の締切日までに学校へご提出ください。



支給決定

結果通知：令和7年1月上旬までに学校を通じて通知します。

支給時期：令和7年1月末頃

名古屋市教育委員会から奨学生(生徒)名義の預金口座へ支給します。

※保護者名義の口座への振り込みは原則できません。生徒名義の口座をお持ちでない場合は作成してください。

【9月13日まで】
Web フォームにて
申請情報入力

【該当者のみ】
学校に課税証明書
提出

学校による推薦

【12月下旬～1月上旬】
支給決定通知配布

【1月末頃】
奨学生(生徒)
名義の口座に支給

【お問い合わせ】

名古屋市教育委員会学事課

☎052-972-3385

○ 提出書類 Webフォーム送信後に、該当する方は以下の書類を学校に提出してください。

提出書類	該当者
令和6年度市町村民税所得割額のわかる書類 【課税証明書】 ●名古屋市の場合、「課税証明書」は「令和6年度市・民・税・森・林・環・境・税・証・明・書」という名称で、市税事務所・出張所および区役所・支所の税務窓口で取得できます。 ●保護者等の全員分を用意してください。 ●「住民税納税通知書」及び「住民税特別徴収税額決定通知書」のコピーは不可。 ●マイナンバーが記載されたものは不可。	全員 ※「高等学校等就学支援金*1」または「愛知県高等学校等奨学給付金*2」の申請の際に、学校に課税証明書を提出している場合は、<u>校長や教育委員会による市町村民税等の確認に関する同意事項に同意いただくことで、提出が不要となります。</u> ＊1 授業料の一部または全部を国が支援する制度 ＊2 授業料以外の教育費のために、非課税・生活保護世帯を対象に、返済不要な給付金を愛知県が支給する制度。

○ 失業等により今年の収入が急減した方へ

保護者等が失業（解雇、倒産）などにより、収入が急減した場合、令和6年度の市町村民税所得割額が課税されていても、今年の収入が非課税見込みであれば、対象となることがあります。詳しくは市HPまたは学校へお尋ねください。

※受付はWebではなく申請書（紙）によります。

○ 支給対象にかかる要件について

- ・表面の支給対象①③の「保護者等」とは、原則生徒の親権者（全員）であり、親権者がいない場合は主たる生計維持者です。（高等学校等就学支援金の所得確認の対象となる方と同一です。）
- ・表面の支給対象②について、通信制、専攻科の高等学校、専修学校、高専、特別支援学校高等部、高等特別支援学校は対象外です。
- ・基準日現在の生徒について、生活保護費のうち「生業扶助」や、児童福祉法の定めを踏まえ支給される見学旅行費または特別育成費が支給されている場合は対象外となります。

よくあるご質問

〈保護者等について〉

Q 1 市外に単身赴任している保護者がいる場合、対象になりますか。

A 1 保護者等の一方が単身赴任等で名古屋市外に住民登録がある場合でも、生徒と同居する保護者が名古屋市内に住民登録があれば対象となります。

Q 2 7月1日時点では名古屋市に住民登録をしていましたが、転居して現在は名古屋市外に住民登録しています。対象になりますか。

A 2 対象になります。申請時は現時点の住所を入力してください。学校にて7月1日時点の住所を確認します。

〈書類について〉

Q 3 所得証明書類（課税証明書）の提出が必要な場合で、保護者の一方が、もう一方の保護者の控除対象配偶者になっている場合に、主たる生計維持者1名分の所得証明書類の提出で足りるかどうか。

A 3 保護者等の全員分の市町村民税の所得割額を確認する必要があるため、控除対象配偶者になっている場合でも、所得証明書類の提出は2名分必要です。

Q 4 Webによる申請ができません。ほかに申請方法はありますか。

A 4 Web申請を推奨していますが、申請書（紙）による提出も受け付けます。提出の方法は学校にお尋ねください。申請書の様式は市HPにも掲載されています。

